

訪問介護 重要事項説明書

介護予防・日常生活支援総合事業 重要事項説明書

利用申込者 _____様

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 3384-6881

担当 _____

2 「NPOヘルパーステーション中野の郷」の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	特定非営利法人 モンドラゴン中野の郷 NPOヘルパーステーション中野の郷
所在地	東京都中野区弥生町2-52-4 城西弥生町マンション106号
事業者番号	訪問介護 (東京都1371401702号) 介護予防・日常生活支援総合事業
サービスを提供する地域	中野区(弥生町・南台・本町・中央) 杉並区(方南・和田)

*上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

令和7年9月1日現在

		常 勤	非常勤	業務内容	計
管 理 者	介護福祉士	1名		管理業務等	1名
サービス提供責任者	介護福祉士	1名		介護業務責任者	1名
従 事 者	介護福祉士 ヘルパー1.2級 初任者研修		10名 4名	介護業務	10名 4名

(3) サービスの提供時間帯

	通常時間帯 8:00～18:00	早朝 6:00～8:00	夜間 18:00～22:00	深夜 22:00～6:00	備考
月～土	○	ご相談	ご相談	×	
日曜・祝日・年末年始	ご相談	ご相談	ご相談	×	

*時間帯により料金が異なります。サービスの提供時間の拡大を順次予定しております。

(4) 事業所の受付時間

月～土 9:00～18:00

(日曜・12月29日～1月3日は休業)

3 サービス内容

(1) 身体介護

- ・食事・水分摂取介助・入浴介助・排泄介助・おむつ交換・移乗、移動介助・外出介助・清拭
- ・陰部洗浄・体位交換・更衣介助・通院介助（介護保険適用外の待ち時間等は別途自費サービスあり）

(2) 生活援助

- ・買物・掃除・調理・洗濯・衣類整理など

(3) 介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」といいます。）

ご利用者の心身機能・環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスの利用も考慮した上で、ご利用者のできることはご利用者が行うことを基本として、日常生活の支援を行います。

(4) 介護保険でできないこと

① 本人不在時のサービス

② 直接本人の援助に該当しない行為 例：ご本人以外のものに係る洗濯、調理、買物、来客の応対等

③ 日常生活の援助に該当しない行為

例：大掃除、ペットの世話、手の込んだ料理、アルコール・タバコ等の嗜好品の購入、電球交換等

4 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として下記の基本料金（料金表）の1割から3割です。
生活保護受給者は利用料の負担はありません。

また、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

【 料金表 】 基本料金（標準時間帯）介護職員処遇改善加算分も含まれています。 令和6年6月1日作成

介護サービス						
要介護 1	訪問時間	20分未満	20分～30分未満	30分～1時間未満	1時間～1時間30分未満	1時間30分以上 (30分増す毎に)
要介護 2	身体介護	163 単位	244単位	387単位	567単位	82単位加算
要介護 3		2,196円	3,288円	5,215円	7,640円	1,105円を加算
要介護 4	訪問時間		20分～45分未満	45分以上	身体生活の生活援助	
要介護 5						
	生活援助		179単位 2412円	220単位 2,964円	20分以上45分未満(65単位 876円) 45分以上70分未満(130単位 1,752円) 70分以上(195単位 2,627円)	
介護予防・日常生活支援総合事業						
要支援 1			訪問型サービス (Ⅰ) (1月につき)	1,176単位	15,846円	
要支援 2			訪問型サービス (Ⅱ) (1月につき)	2,349単位	31,652円	
事業対象者			訪問型サービス (Ⅲ) (1月につき)	3,727単位	50,220円	

*介護職員処遇改善加算

法令で定める算定要件（介護職員の賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること等）を満たした上で、当事業所として、介護職員処遇改善加算・新区分（Ⅲ）を（所定単位数に18.2%乗じた単位数）算定します。

*初回加算 200 単位/月 （2,695 円）

（算定条件）新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員が訪問介護を行う際に同行訪問した場合

*緊急時訪問介護加算 100 単位/回 （1,347 円）

（算定条件）利用者やその家族から要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネージャーと連携を図り、ケアマネージャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービスにない訪問介護（身体介護）を行った場合

*生活機能向上連携加算 100 単位/回 （1,347 円）

（算定条件）指定訪問リハビリテーション事業所または、通所リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士にサービス提供責任者が同行し、当該利用者のADL（寝返り、起き上がり、移乗、歩行、着衣、入浴、排せつ等）及びIADL（調理、掃除、買物・金銭管理、服薬状況等）に関する利用者の状況につき、理学療法士等とサービス提供責任者が共同して、現在の状況及びその改善可能性の評価を行うものとする。

*その他、身体介護と生活援助を組み合わせたサービス提供もありますのでご相談ください。

*基本料金に対して、早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）帯は25%増しになります。

*やむを得ない事情で、かつ、ご契約者の同意を得て、2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

*総合事業をご利用の場合は、月単位の定額となりますので、キャンセルのいかににかかわらず利用料金に変更はありません。

(2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、別途費用がかかります。

(3) キャンセル料 下記の料金をいただきます。

訪問前日の受付時間までにご連絡をいただいた場合 (訪問前日が日曜・祝日の場合はその前日の受付時間内となります。)	無 料
訪問前日の受付時間以降にご連絡をいただいた場合	一律 1,000円

*総合事業の利用者様は、当日キャンセルの料金はいただきません。

(但し、当月のサービスが発生しない場合は（緊急入院を除く）いただく場合がございます。)

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

「訪問介護計画」または、「訪問型サービス計画」作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

①ご利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

②当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ご利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
※この場合、条件を変更して再度契約することができます。
- ・ご利用者がお亡くなりになった場合

④その他

- ・当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、ご利用者は解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・ご利用者が、サービス利用料金の支払を3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、またはご利用者やご家族などが当社や当社のサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6 サービスのご利用のために

事 項	有無	備 考
ホームヘルパーの変更	有り	
従業員への研修の実施	有り	
訪問介護計画書の作成	有り	
訪問型サービス計画書の作成	有り	

※サービスの提供にあたっては、当社が選任したホームヘルパーがサービスを行います。ご契約者が訪問介護員を指名することはできません。

※選任したホームヘルパーが業務上不適当と認められる事情等で、交替を希望する場合は、交替を申し出ることができます。

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前のうちあわせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

8 事故発生時の対応

ご利用者に対する訪問介護または、総合事業の提供により事故が発生した場合は、区市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

9 個人情報の保護

- 1 事業者および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者個人情報を用いません。
- 3 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません

10 虐待の防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の防止のため、当法人における指針に従い、虐待防止委員会を定期に行い、従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修等を実施していきます。

11 ハラスメントの防止について

当法人におけるハラスメントに関する基本方針に従い、職場、介護現場においてハラスメントによって就業環境が害されることを防止し、適切なサービスを提供できるように努めます。利用者等からのハラスメントがあった場合には契約を解除することがあります。

12 衛生管理について

事業所において感染症が発生、又はまん延しないように指針を整備し、検討委員会を開催し、就業者に対する研修及び訓練を定期的実施していきます。

13 身体拘束について

事業所は利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。

14 事業所における業務継続計画について

感染症や災害が発生したばあいであっても、必要な介護サービスを提供できる体制を構築し、業務継続計画等の策定、研修の実施、訓練を実施していきます。

15 第三者評価の実施状況 実施 なし

16 サービス内容に関する苦情

① 事業所お客さま相談・苦情担当

担当 五味 尚代 03-3384-6881

② 市町村の相談・苦情窓口

中野区役所 介護保険 担当課 03-3228-8878 (直通)

アシストなかの (権利擁護センター) 03-5380-6444

月～土 9時～17時 休日：日曜日、第3月曜日、祝日、年末年始

中野区中野5-68-7スマイルなかの 4階 (FAX 03-5380-0750)

杉並区役所 介護保険課 苦情調整担当 03-3312-2111 (代表)

東京都国民健康保険団体連合会 (国保連) 03-6238-0177

17 当法人の概要

名 称	特定非営利活動法人 モンドラゴン中野の郷
	NPO ヘルパーステーション 中野の郷
代 表 者	理事長 齊 藤 稔
本事業所所在地	東京都中野区弥生町 2-52-4 城西弥生町マンション 106 号 Tel 03-3384-6881
設立年月日	2003年5月
事業所数	2018年4月1日現在 通所介護事業所 1ヶ所 訪問介護事業所 1ヶ所

当事業所の運営方針

介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、利用者の立場に立って適正な在宅介護を支援いたします。

令和 年 月 日

訪問介護または、総合事業の提供開始にあたり、ご利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明し、交付しました。

私は、契約書および本書面により、事業者から訪問介護または、総合事業についての重要事項の説明を受け同意しました。

説明者氏名 印

利用者 住 所.....

氏 名..... 印

家族・代理人 （続柄：..... ）

住 所.....

氏 名..... 印

事業者	所在地	東京都中野区弥生町 2-52-4	城西弥生町マンション 106 号
	名 称	特定非営利活動法人	モンドラゴン中野の郷
		NPO ヘルパーステーション	中野の郷
代表者名	理事長	齊 藤 稔	印